

春日市文化財保存活用地域計画策定に係る 公募型提案（プロポーザル）実施要領

1 目的

この実施要領は、春日市文化財保存活用地域計画策定の候補者（以下「候補者」という。）を公募型提案（プロポーザル）方式により、選定するために必要な事項を定めるものである。

2 契約概要

(1) 契約件名

春日市文化財保存活用地域計画策定業務

(2) 契約内容

春日市文化財保存活用地域計画策定に係る仕様書（以下「仕様書」という。）に記載のとおり。

ただし、契約時における仕様書は、候補者として選定された事業者の提案内容に応じて変更することがある。

(3) 契約方法

公募型提案（プロポーザル）方式による随意契約

(4) 契約期間

契約締結日の翌日 から 令和11年3月31日まで

(5) 提案上限金額

総事業規模 9, 515, 000円

令和8年度 3, 344, 000円

令和9年度 4, 565, 000円

令和10年度 1, 606, 000円

（いずれも消費税及び地方消費税を含む。）

※ 支払時期は、各年度末（3月31日）の検収をもって、各年度1回払いとすることを想定している。

※ 総事業規模が上限額の範囲内であっても、各年度の提案価格が一つでも上限額を超過している者は参加を認めない。

3 参加資格

本手続きに参加できる者は、参加表明書提出期限の日現在において、次に掲げる各項目のいずれにも該当すること。

(1) 業務従事責任者を配置し、本業務を円滑に遂行できる体制を有していること。

(2) 春日市一般（指名）競争入札参加資格等に関する規程（平成8年5月告示第65

号)第3条に基づく「令和8・9年度一般(指名)競争入札参加資格」の決定を受けていること。

(3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項各号に該当しない者。

(4) 営業に関し許可、認可、登録等を必要とする場合において、これを得ている者。

(5) 直近の決算日時点で、過去1年(12月)以上の営業経歴を有する者(合併、権利承継等を除く。)

(6) 市町村税又は消費税及び地方消費税を滞納していない者。

(7) 経営状態が著しく不健全であると認められない者。

(8) 暴力団員又は法人であってその役員が暴力団員でない者。

(9) 申請において故意に虚偽の記載をし、又は虚偽の申告をしていない者。

なお、項目(8)については、春日市暴力団排除条例(平成22年条例第2号)第6条の規定に基づき、暴力団又は暴力団員でないことの確認のため、警察に照会する。また、単独で法律上の契約行為を行うことができない人(民法に定める制限行為能力者)は、申請できない。

※制限行為能力者とは、未成年者、成年被後見人、被保佐人及び補助人の同意を要する被補助人を指す。

4 参加表明書に関する事項

(1) 提出書類

① 参加表明書(様式第1号)

② 会社概要(任意様式)

(2) 提出期間

令和8年6月3日(水)から令和8年6月24日(水)午後5時まで

(3) 提出方法

提出書類を13の問合せ先に持参又は郵送(同日必着)にて提出すること。

(4) 提出部数

1部

5 質問に関する事項

本要領及び別紙仕様書に関し不明な点がある場合は、「質問書(様式第2号)」に質問事項を記載し、令和8年6月17日(水)午後5時までに13の問合せ先に電子メール(「参加表明書(様式第1号)」に記載する電子メールアドレスに限る。)で提出すること。

質問に対する回答は、令和8年6月24日(水)までに、参加表明書を提出し

た全ての者に電子メールにより回答する。

6 提案書等の提出に関する事項

(1) 提出書類

「参加表明書（様式第1号）」を提出した者は、次の項目を内容とする提案書を提出すること。提出する用紙は全てA4版とすること。

- ・春日市文化財保存活用地域計画策定に係る公募型提案書について（表紙）（様式第3号）

- ・春日市文化財保存活用地域計画策定に係る公募型提案書（任意様式）

※形式は問わないが、以下の内容は必須項目とする。

- ・本市の特性を入れること
- ・仕様書の第5条1及び2の内容を入れること

また、提案書の中に、必須項目以外の内容や自社の強味（PRポイントなど）を含めてよい。

- ・文化財保存活用地域計画策定実績書（様式第4号）

- ・見積書（任意様式）

(2) 提出書類の受付期間

令和8年6月3日（水）から令和8年6月30日（火）午後5時まで

(3) 提出方法

提出書類を13の問合せ先に持参又は郵送（同日必着）にて提出すること。

(4) 提出部数

7部

7 候補者の選定方法

- (1) 候補者の選定は、提出された提案書の内容及びプレゼンテーションを実施する。内容は、プレゼンテーション20分程度、ヒアリング15分程度を予定している。

また、8の審査員において、9の評価基準に基づき評価採点を行い、各審査員の採点の平均点数が最低基準点（60点）を超え、かつ各審査員の採点の合計点数が最も高いものを選定し、候補者として特定する。

- (2) 審査結果は参加表明書受理者に「提案書の審査結果について（様式第5号）」により通知する（令和8年7月中旬を予定）。

8 審査員の構成

本業務の候補者の選定に係る審査は、次の6人の審査員が行う。

- (1) 春日市協働推進部 協働推進部長

- (2) 春日市協働推進部 文化財課長
- (3) 春日市経営企画部 経営企画部長
- (4) 春日市経営企画部 秘書広報課長
- (5) 春日市都市整備部 都市計画課長
- (6) 春日市教育委員会教育部 学校教育課指導主幹

なお、上記の審査員がやむを得ず審査に参加できない場合は、当該審査員が指名する春日市職員を審査員とすることができる。

9 評価基準

評価基準は以下のとおりとする。

評価項目	評価基準	配点
1 業務実績	過去に文化財保存活用地域計画に関する完了業務があり、適切な業務内容が記されているか	10点
2 提案内容	本業務の目的及び内容を十分に理解し、本業務の遂行に求められる実施方針が示されているか	10点
	春日市の地域性にあった計画立案に資する提案がなされているか	15点
	自社の強みを生かし、目的達成のために有益な独自提案があり、十分な効果が期待できるか。	15点
3 実施工程	計画作成体制の運営支援にあたって、適切な工程が示され、実現可能かつ効率的な提案であるか	10点
4 業務実施体制	業務遂行に十分な体制を確保し、発注者との連絡調整、迅速な対応が可能か	15点
5 説得力・姿勢	説得力のあるプレゼンテーションであるか、業務への意欲・積極性が感じられるか	10点
6 業務の理解度	文化財保護法や文化財保存活用地域計画を熟知しているか	10点
7 提案価格	参加者の提示する委託料総額の評価	5点
合 計		100点

10 留意事項

- (1) 提出期限までに参加表明書を提出しなかった者は、提案書を提出することができない。
- (2) 参加表明書及び提案書の作成や提出に係る費用は提出者が負担する。
- (3) 提出された参加表明書及び提案書は返却しない。
- (4) 参加表明書及び提案書は、審査等本業務に係る事務手続き以外の目的で提出

者に無断で使用しない。

- (5) 参加表明書及び提案書に虚偽の記載があった場合は、提出のあった参加表明書及び提案書を無効とする。

1 1 契約

(1) 契約の締結

市は、契約締結に向けて、第1候補者の提案書に記載された内容をもとに、第1候補者と契約内容の協議及び調整を行った上で、契約の締結を行う（令和8年7月下旬を予定）。候補者の提案書に記載された全内容を承認するものではない。

なお、協議が不調となった場合には、次点の候補者と同様の手続きを行うものとする。

1 2 全体スケジュール

項目	期間・期限等
参加表明書の受付	令和8年6月3日（水）～6月24日（水）
実施要領及び仕様書についての質問受付	令和8年6月3日（水）～6月17日（水）
事業者からの質問への回答期限	令和8年6月24日（水）
提案書等の受付期間	令和8年6月3日（水）～6月30日（火）
プレゼンテーション・審査会	令和8年7月上旬予定
審査結果通知	令和8年7月中旬予定
契約締結	令和8年7月下旬予定

1 3 問合せ先

春日市 協働推進部 文化財課 整備活用担当 熊埜御堂

住 所 〒816-0861 福岡県春日市岡本3丁目57番地

（春日市奴国の丘歴史資料館内）

電 話 092-501-1144

E-mail nakoku@city.kasuga.fukuoka.jp

窓口受付時間

月曜日から金曜日（祝日を除く）の午前8時30分から午後5時まで